

Ⅳ 沖ノ島遺跡の金銅装甲冑—伝沖ノ島出土返納品と 21 号遺跡出土品—

橋本 達也 鹿児島大学総合研究博物館

要旨：伝沖ノ島出土返納品という一群の資料の中には金銅装甲冑の破片が含まれている。また沖ノ島ではかつて21号遺跡で金銅装衝角付冑が報告されている。今回、この返納品と21号遺跡出土の甲冑片の検討を行った。その結果、甲冑には、鉄地金銅製の鉾留板甲と鉾留衝角付冑、鉄製の頸甲が確認でき、鉄製肩甲も想定できる4点セットの存在することを指摘した。これらは、古墳時代中期中葉のものであり、当時のヤマト政権中枢、倭の五王の最上位層の祭祀にかかわるものであると推定できる。沖ノ島での祭祀が、古市・百舌鳥古墳群の造営者たちが中心となったヤマト政権の中枢と古墳時代中期にも深く関わっていたことを表すものといえよう。

キーワード：金銅装甲冑、鉄地金銅製、沖ノ島21号遺跡、古墳時代中期、倭の五王

1. はじめに—資料の概要と今回の調査—

返納品の甲冑資料について 沖ノ島遺跡での発掘調査による出土品とは別に、「伝沖ノ島出土返納品（以下、「返納品」とする）」という一群の資料が宗像大社神宝館に所蔵されている。

このなかには金銅装の帯金式甲冑の破片を含んでおり、沖ノ島遺跡の歴史的評価においてもきわめて重要な資料群であることは一目瞭然である。本稿は、この返納品の甲冑片の資料検討に端を発し、とくに古墳時代中期の沖ノ島遺跡の重要性をあらためて評価しようとするものである。

21号遺跡出土品について 沖ノ島では岩上祭祀の21号遺跡で金銅製品の「衝角付冑」が図・写真とともに報告されており（松本1979）、また文中で「頸甲」の存在も記載されている。

筆者はかつて『古墳時代甲冑集成』を作成した際（橋本・鈴木2014）、この掲載情報をもとに検討したところ鉾留のある金銅装の帯状金具は甲冑ではなく胡籐金具などが候補になるものと推定し、鉄地金銅製の衝角付冑の存在には確証がないと判断して集成に加えなかったということがある⁽¹⁾。同様の検討は齊藤大輔も行っており、『沖ノ島研究』第10号で帯金は胡籐金具である可能性に言及している（齊藤2024, p. 11）。

今回、あらためて返納品の調査の機会が得られた

ことにより、この21号遺跡の資料とあわせて比較する必要が生じた。そこで21号遺跡出土「衝角付冑」と報告された資料についてもあわせて検討した結果を報告する。

資料の現況と今回の調査方法 返納品は現在未指定であるので保存処理は行われていない。一方、21号遺跡出土品は国宝に指定されており、保存処理済みである。そのため返納品は表裏の観察が行えたが、21号遺跡出土品は基本的に保存台に固定されて管理されているので片面しか観察できていない。また、保存台に固定されたものの多くは外面を上面にして固定されているが、なかには内面を上面にして固定しているものもある。

このような状況のもと、本稿で使用する図は、返納品については通常の実測手法に拠ったものであるが（図2・3）、一方の、21号遺跡出土品は通常の実測が行えないため、保存台ごと三次元計測を行い、個別資料のデータを切り出して、オルソ画像と断面図を作成し、それに描き込む形で作図を行ったものである（図4・5）。そのため21号遺跡出土品は現状の設置状況の投影図となっており、甲冑本来の正位置の形状を投影したものとなっていないものを含むことは断っておく。なお、返納品および21号遺跡出土品はX線画像が取得されており、表面観察にあわせて、その情報を踏まえて図化をしている。

三次元計測は SfM/MVS 法による。データの作

成には Agisoft 社 Metashape を使用した。三次元データは解析ソフト CloudCompare で加工し、オルソ画像と断面図を作成している。

なお、21号遺跡出土品のうち、5点は保存台から外されているため通常の実測を行っている（表1・図4・図5-23・24・30・52・62）。

2. 返納品と21号遺跡出土甲冑の同一性の認定

返納品が沖ノ島由来のものであれば、そこに含まれている金銅装甲冑は21号遺跡の「鉄地金銅張」の「衝角付冑」として報告されたものとの関係を検討しなければならない。

そこで今回の検討について結論から述べると、両者間に接合するものまでは確認できなかったが、両者は同一の甲冑の一部であると考えるのが妥当である。すなわち、返納品の甲冑は21号遺跡出土甲冑と同じ甲冑の一部であると考えられる。以下に、その根拠を示しておきたい。

鉄地金銅製板甲 まず金銅装甲冑とは、金銅板で飾り、金色に輝くことを特徴とする甲冑であるが、それには甲冑本体を金銅板のみでつくった金銅製甲冑と鉄板に金銅板を被せて装飾した鉄地金銅製甲冑の2種の存在がこれまで知られている（橋本2013, pp. 59-60）。

返納品・21号遺跡で確認できる金銅装の帯金は、

鉄地金銅製の帯金式甲冑の帯金で、地板を鋳留しており、まずは有機質を本体とする胡籐金具などではないことが確認できる。

帯金幅、鋳径、金銅技法などの共通性は高く、保存処理の前後での違いはみられるが、サビ等の遺存状態は似ており同一個体とみることに問題はない。

また、返納品のなかには帯金以外に押付板・裾板などがあるので、なかには板甲⁽²⁾の破片を含むことが確認できる。これまでに鉄製板甲は約540例以上の存在が知られるなかで、鉄地金銅製の板甲は2例のみしか知られていないきわめて稀少なものであるため、沖ノ島遺跡内で2点以上の複数例の存在する可能性は限りなく低い。

特徴的な波状列点文 返納品と21号遺跡出土甲冑で共通するもっとも重要な属性として、帯金に施された波状列点文がある。通常、古墳時代中期に一般的波状列点文は図1-4のように、楔形の連続切削による蹴り彫りで施文する。一方、ここでみられる波状文は、連続する細かな二本の平行線からなっている。また、波状文の両外側の区画線が蹴り彫り線ではなく、浅い点打ちによる列点文とすることもきわめて特徴的である（図1-1・2・3）。この返納品と21号遺跡甲冑にみられる波状列点文は他に類例のない特徴的な技法によって施文されており、両者を別個体の製品とみるのは困難である。両者は同一個体の製品とみなして問題ない。

すなわち、沖ノ島では21号遺跡において衝角付冑

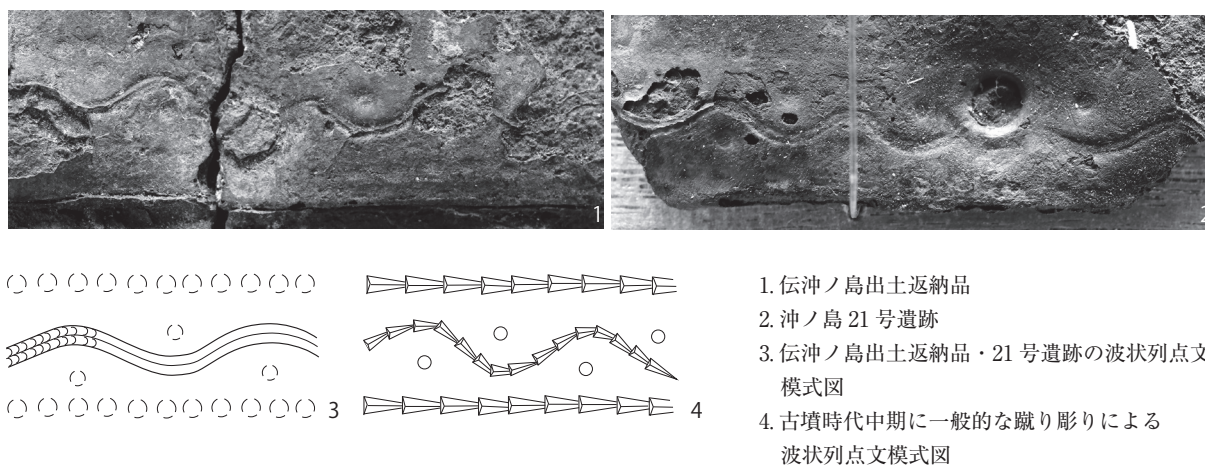


図1 伝沖ノ島出土返納品・21号遺跡の甲冑にみられる波状列点文

表 1 伝沖ノ島出土返納品・21 号遺跡甲冑一覧

来歴遺跡 返納品	図番号	資料番号	甲冑形式	部位	金銅板	文様	鋌頭径	板幅	備考
	1	-	板甲	押付板	○		7.0		
	2	-		押付板・堅上板か	○		5.6		内外面全体有機質付着
	3	-		押付板・堅上板か	○				
	4	-		蝶番金具	○				裏面に有機質
	5	-		帯金・地板	○	○	7.0	2.9	
	6	-		帯金	○	○	4.9	2.9	有機質付着
	7	-		帯金	○	○			
	8	-		帯金	○		5.1,5.7	2.7	有機質付着
	9	-		帯金	○	○		2.9	幅 2.85cm
	10	-		帯金	○				
	11	-		帯金	○	○	4.8		
	12	-		帯金	○			3.0	覆輪なし
	13	-		裾板	○		5.6		覆輪なし
	14	-		裾板			7.3- 7.7		外面、土・サビ・有機質に覆われる。内面有機質付着。
	15	-		裾板(左脇)か	○	○	5.2		外反
	16	-	頸甲						襟高 0.8cm、低く緩い。肩幅3.8cm
	17	-	不明(冑か)		○		5.0		
	18	-	冑	鋳	○	○		3.2	下端外反
	19	-		鋳	○			3.1	内面全体有機質付着
	20	-		鋳か	○				前端斜め、折返
	21	-	不明鉄板						
21号遺跡	22	21-11	板甲	蝶番金具			6.3,5.7	1.5	
	23	21-10-26		帯金	○	○	4.5	2.9	
	24	21-10-22		帯金	○	○	4.8- 5.2	3.4	
	25	21-10-20		帯金	○	○		3.2	
	26	21-10-25		帯金	○	○		3.4	
	27	21-10-9		帯金	○	○			
	28	21-10-10		帯金	○	○			
	29	21-10-6		帯金か	○				孔は鋌抜けか
	30	21-10-5		裾板か	○	○	5.8- 6.2		上下やや外反
	31	21-10-14		裾板か			6.2		上下ソリ少ないので裾板か。表面サビ、金銅板あるか不明瞭。
	32	21-10-13		裾板上部か	○				上下外反
	33	21-9-2		裾板					上下外反
	34	21-9-5		帯金・地板			5.6- 6.3		
	35	21-9-7		帯金か					鋌かサビに覆われる。
	36	21-10-15		帯金	○				金銅板上繊維塊
	37	21-10-19	甲か	部位不明					
	38	21-10-12		部位不明					
	39	21-10-3		部位不明					
	40	21-10-4		部位不明					
	41	21-10-8		部位不明					
	42	21-10-11		部位不明					
	43	21-10-17		部位不明					
	44	21-10-44		部位不明					サビ大きい
	45	21-9-11	頸甲	襟部					
	46	21-10-1		襟部					
	47	21-26-20		襟部					襟高 1.0cm
	48	21-9-6		襟部					襟緩い
	49	21-26-22		後本体・蝶番金具			6.4,5.9	1.2	長さ1.95cm、本体板上下内湾
	50	21-9-12		本体板部か					
	51	21-9-3	衝角付冑	伏板・地板	(○)	(○)	7.0		伏板金銅板不明瞭ながらありか。上段地板金銅板ありとみられる。
	52	21-10-18		伏板か	○	○	5.7- 5.9		内湾、押付板・堅上板の可能性もあり。
	53	21-9-8		伏板か					

	54	21-9-9		伏板か					
	55	21-9-4		伏板か					
	56	21-9-13		衝角部					外接式か
	57	21-9-1	冑か	部位不明			5.2-5.6		横方向内湾
	58	21-10-16	鋳か	先端部	○	○		2.6	文様は下側のみ
	59	21-10-2		先端部	○			2.5	
	60	21-10-7		最下端					下端折返。金銅板か不明瞭
	61	21-10-23	袖鋳		○	○		3.2	覆輪孔か
	62	21-10-24	鋳か		○	○		3.5	下辺に威孔、上辺にも孔列あり
	63	21-9-10	不明小片	部位不明					

資料番号は宗像大社の整理番号を指す。

帯金には押付板・堅上板・裾板の小片を含む。板甲帯金には衝角付冑帯金を含む可能性もあり。

鋳径の単位は mm、板幅単位は cm。

と頸甲は報告されていたが、さらにそれに板甲を含むもので、また頸甲には肩甲も伴うであろうから、4 点の帯金式冑のセットが存在していたとみなされる。

3. 資料各説

資料を確認しよう。表 1 と図 2～5 の図番号は対応しているので、以下、資料の説明にはこの番号を用いる。

(1) 板甲

押付板 確実な押付板は 1 のみであるが、2 もその可能性が高い。鉄地金銅製であるが、表面の遺存状態は不良なので文様は不明である。

3 は角部に向かって幅を狭める最小幅 3.0 cm のもので、カーブはなく平坦である。覆輪がなく平坦であるなど、やや決め手を欠くが堅上板右脇ないし押付板左脇部が候補となろうか。覆輪がないことは後述の裾板の項で触れる。

蝶番金具 4・22 は折損しているが長方形 2 鋳式の鉄地金銅製蝶番金具である。少なくとも右脇は開閉したことを示している。

帯金 鉄地金銅製で波状列点文の施文が明瞭なもっとも特徴的な部位である。幅 2.7～3.0 cm (5・6・8・9・12・23)、3.2～3.4 cm (24・25・26) の、大きく分けて 2 種が存在する。

5 は帯金近くの地板に穿孔があるので、板甲後胴上段地板の懸緒孔の可能性が考えられ、後胴上段帯

金は幅 2.9 cm の帯金とみられる。9 は帯金に合わせ目があるので、板甲脇部下段帯金であり、下段帯金もまた幅 2.9 cm の帯金と考えられる。幅 2.7 cm の 8 は同じく下段地板の引合板と接する前端部と考えられる。

そうなると 3.2～3.4 cm の帯金は消去法的に前胴上段帯金と推定し得る。あるいは後述する衝角付冑の帯金は特定できていないので、この帯金は衝角付冑の胴巻板の可能性も考慮が必要となるが、23 の角が直角であることからすれば、衝角付冑の胴巻板の前端にはならない。やはり板甲前胴上段帯金とするのが妥当であろう。

地板 帯金に鋳留されて一部が残るもののみである。そのため地板型式も厳密には確定できないが 5・13・30 でみると、三角板であることを積極的に認める残存部位はないので、横刎板を想定しておきたい。

いずれもサビによって表面状態が不良であるが、地板に金銅板を認めることができない。帯金では外面から折り返した金銅板の端部を内面で確認できるものが多いが、現状において地板でそのような金銅板の折り返しは認められないので、地板は鉄製であったと想定する。ただし、将来的には保存台に留められた資料の裏面観察、材質分析やクリーニングを行えば、認識を変更する必要性が生じる可能性は否定しない。

裾板 15 は小片であるが、上下方向に外反しており、裾板の左脇上端部と考えられる。この部位に波状列点文が認められることから、裾板上辺に沿って波状列点文が施文されていたと認められる。ほかの

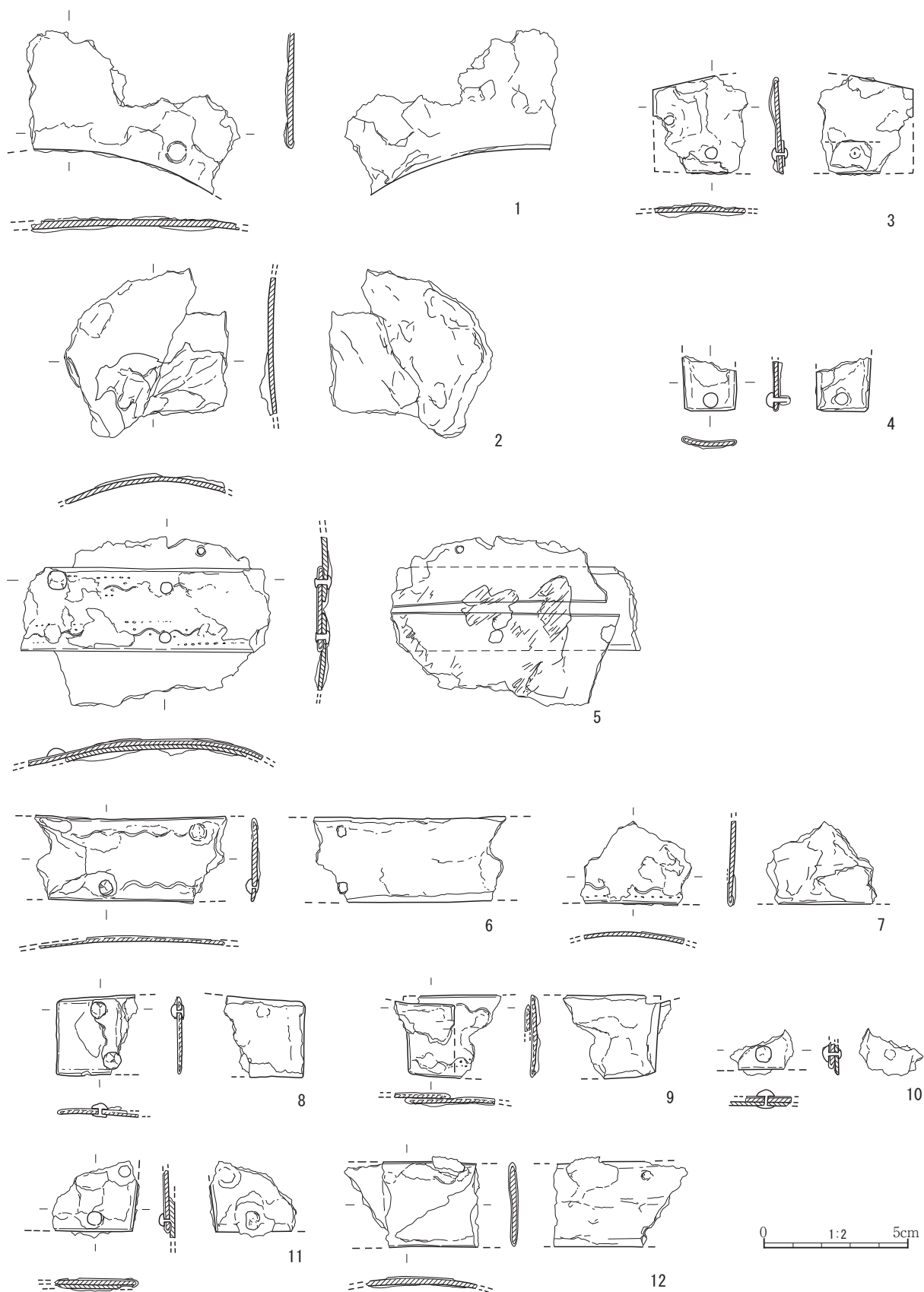


図2 伝沖ノ島出土返納品 甲冑 (1)

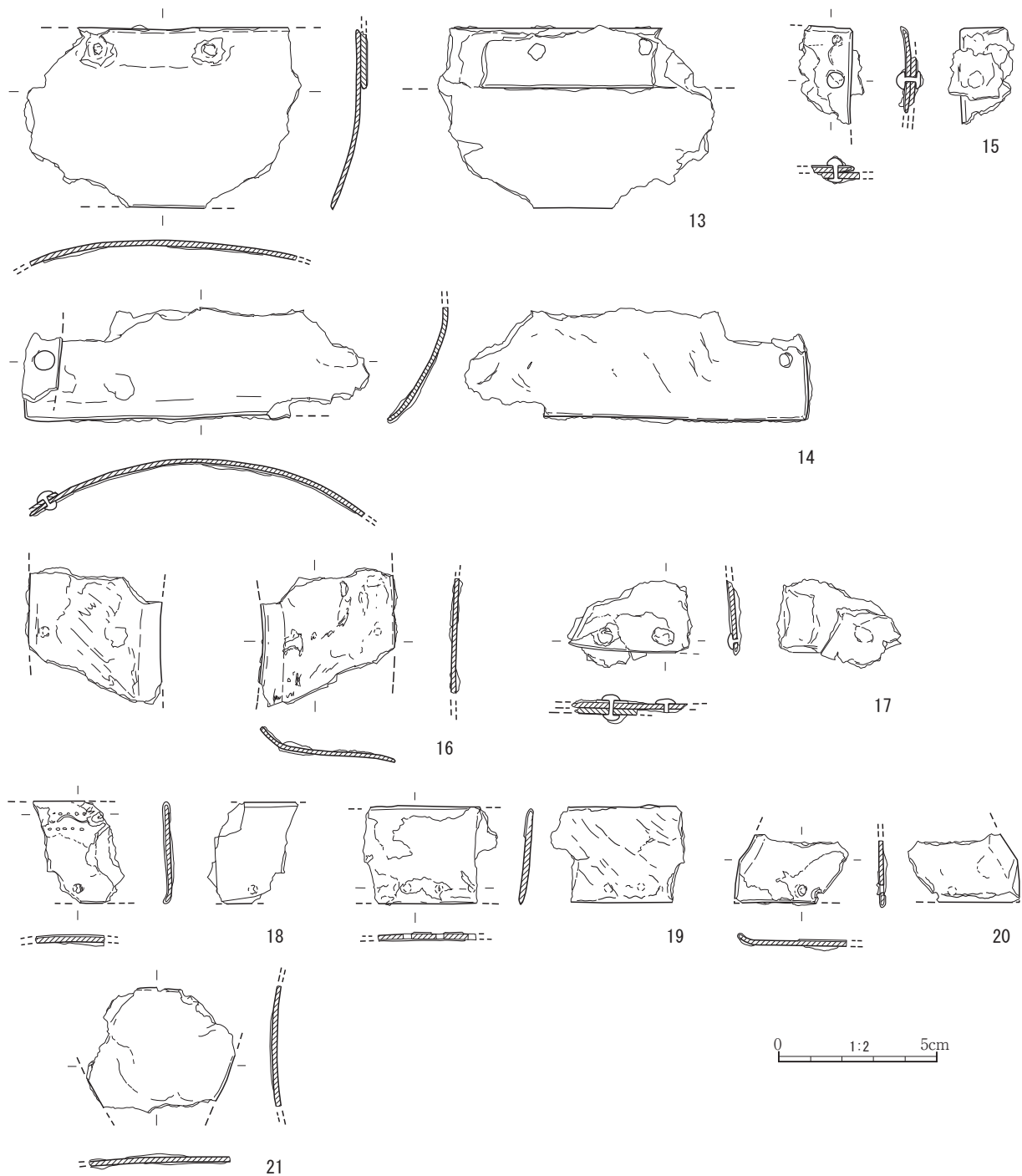


図3 伝沖ノ島出土返納品 甲冑(2)

資料は表面の遺存状態が良好でないため文様などは確認できない。14は鉾留で板を結合しており、左前胴前端引合板との結合部、左脇部結合部後胴側、右脇部蝶番板との結合部が候補となる。

13・14ともに覆輪がみられない。鉄包覆輪が脱落した可能性も考慮は必要であるが、類例となる大仙陵古墳の金銅製横矧板鉾留板甲も覆輪がなかったと

みられるので、同じ金銅装板甲として覆輪がなかった可能性は考えられる。そうすると上記の3が豎上板・押付板の一部とみることも可能であろう。

金銅装 押付板・帯金・裾板が鉄地金銅製であることは確実であるが、地板に関しては確定ではないものの現状の観察によれば鉄製とみておくのが妥当であろう。

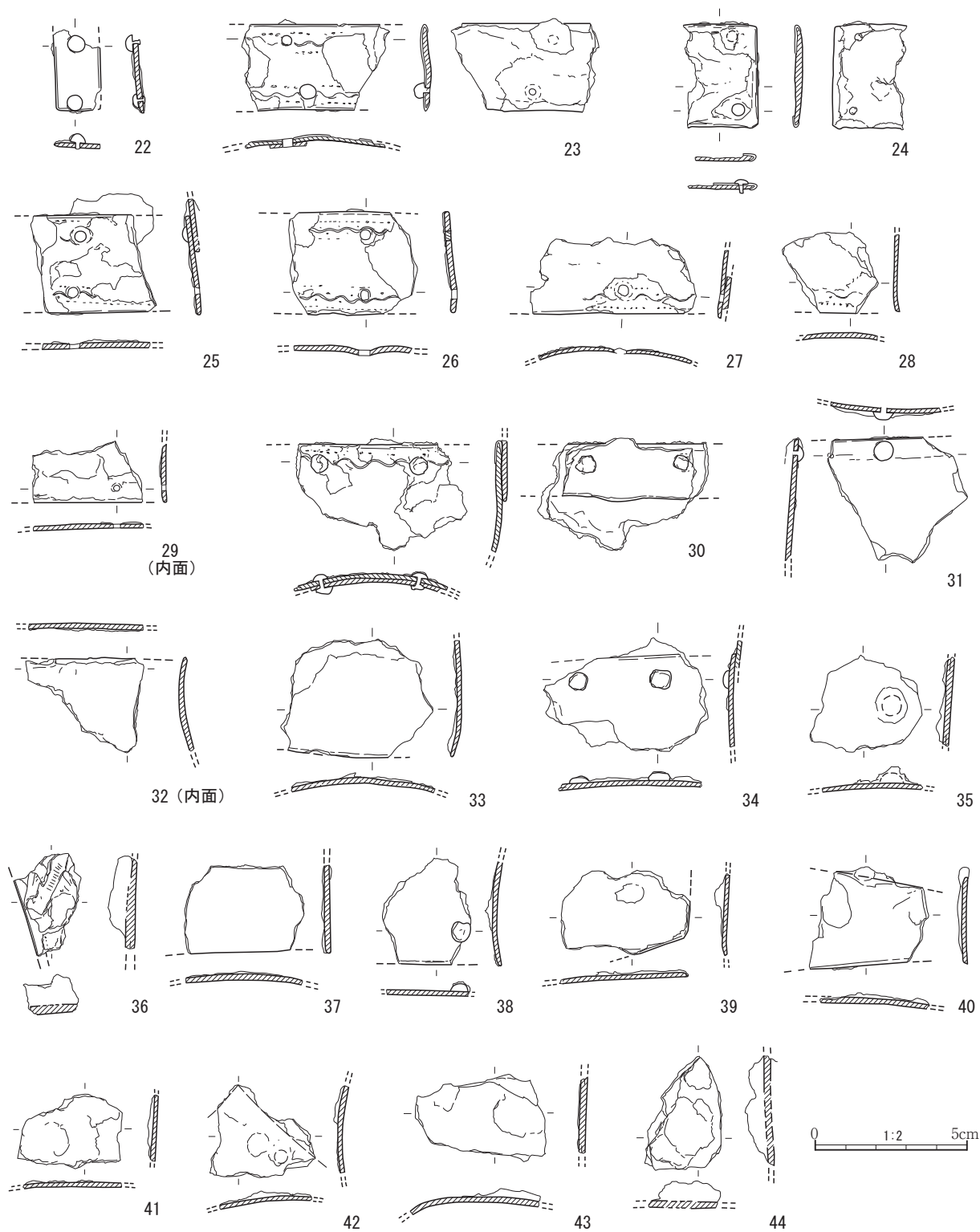


図4 沖ノ島21号遺跡 甲冑 (1)

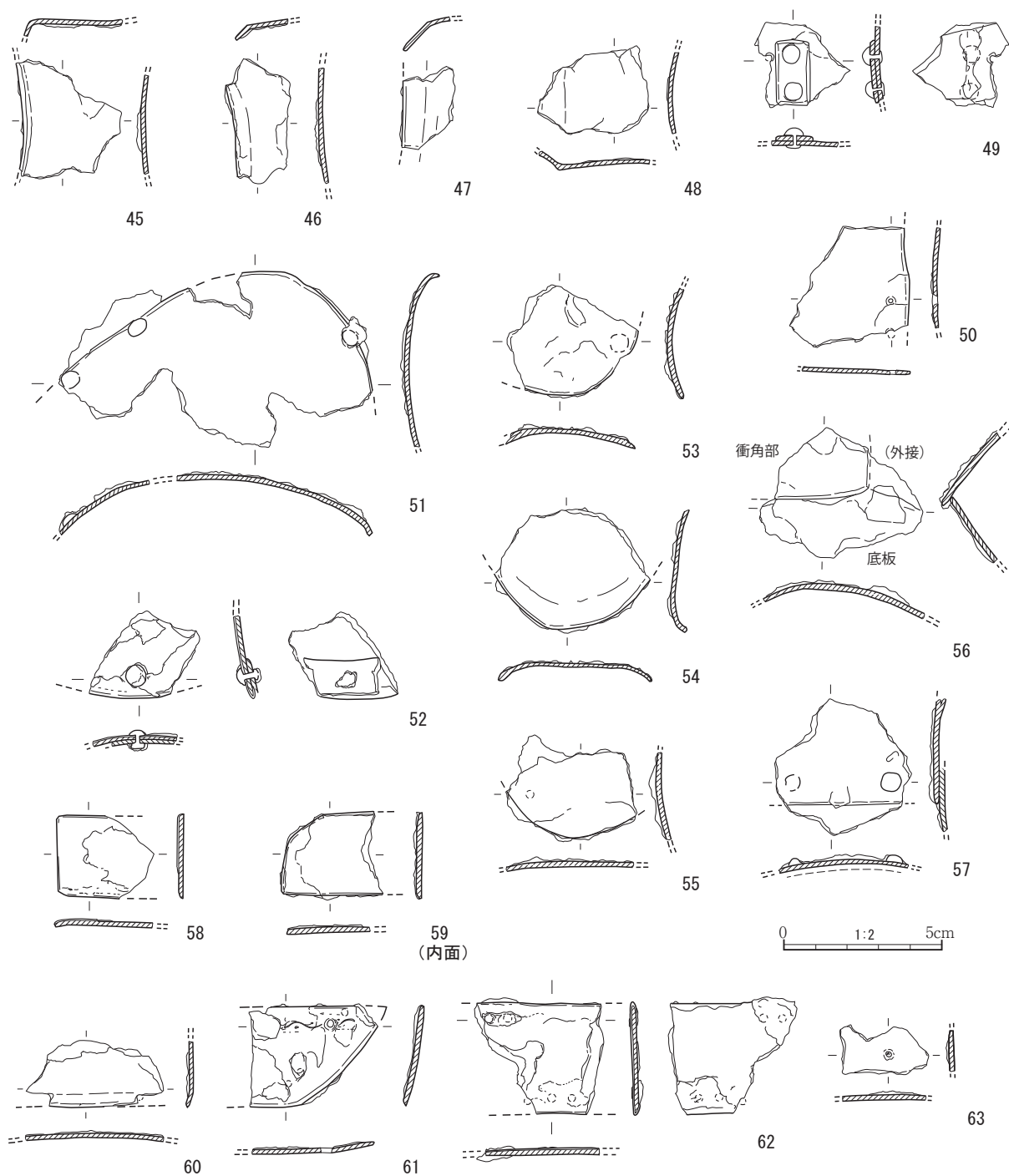


図5 沖ノ島21号遺跡 甲冑(2)

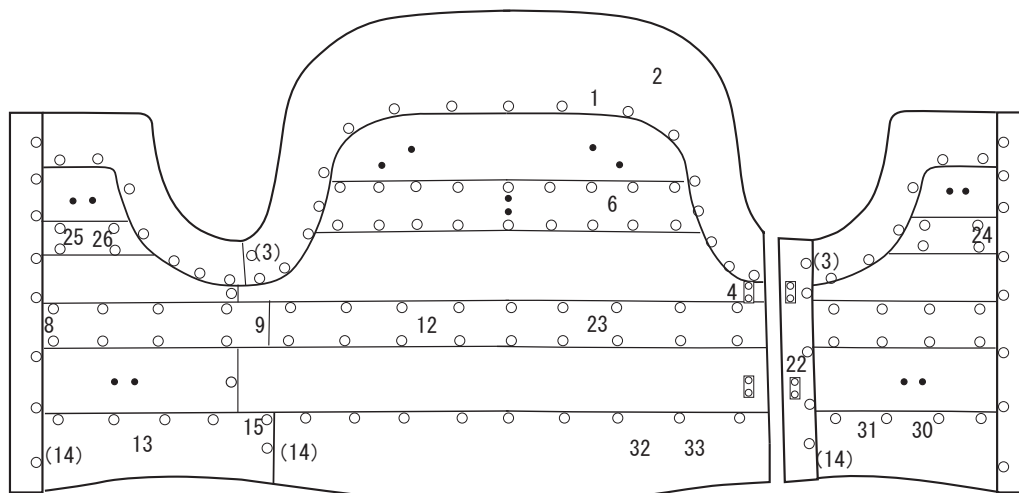
資料がいずれも小片であるため確定的な復元は難しいが、以上の観察に基づき、可能性のある推定位置を示したものが図6である。

(2) 衝角付冑

概要 返納品で衝角付冑の本体と考えられるのは

17のみで、それも確定的とはいえない。17を冑片と考えるのは板甲とみるには鉾間隔が狭いことによる。一方で、21号遺跡には当初から衝角付冑と報告されたように伏板といった特徴的な部位がある。

伏板 51は伏板で良いであろう。52～55は板端部が弧を描いており、伏板の可能性を考える。51・53～



可能性のある部位に図番号を付したもので、正確な位置関係は不明。

図6 伝沖ノ島出土返納品・21号遺跡板甲展開模式図

55は表面状態が不良で金銅装は不明確であるが、52は内湾しており、金銅板に波状列点文が明瞭に確認できる伏板とみる。伏板が文様をもつ鉄地金銅製であったとすることの根拠になるが、ただし、52は小片のため押付板・豎上板の脇部付近などになる可能性を完全には否定できない。

衝角部 56はサビのため状態は不良であるが鉄板をL字形に組み合わせており、衝角部と衝角底板の結合部で、外接式の衝角部の可能性が考えられる。

鋳 18～19・58～62は鋳で、そのなかでも61は袖鋳と考えられる。58・59に角があり前端部と考えられる。20は上部を斜めにカットして端部を外側に折り曲げており、左側前端部の鋳の可能性を考えるが確定はできない。

58・59は幅2.5～2.6、18・19は幅3.1～3.2、62は幅3.5cmで、少なくとも3段以上からなる多段鋳と考えられる。

61は後端部とみられ、連続的でないものの覆輪孔とみられる孔がある。革包覆輪であろうか。62は上下辺に連続する威孔と同様の孔があり、あるいは一般的な帯板ではない可能性も考えられる。60は端部を緩く折り返した鋳最下端と考えられるが、袖鋳に明瞭な折返はみられないので、後頭部側鋳下端の破片であろうか。

金銅装 伏板、衝角部片といった資料からでは胃

本体が確実に金銅装であるといえない状態であるが、鋳には波状列点文をもつ鉄地金銅製のものがある。類例となる金銅装眉底付胃では、鋳を金銅装とする場合、胃本体も装飾性の高い金銅装であるので、本胃は金銅装衝角付胃とみるのが妥当であろう。

(3) 頸甲

16・45・46・47・48は襟部である。50は本体板と考えて良いであろう。16は肩部であるが、ほかは小片のため位置を確認できない。襟部は45を除きいずれも折曲げの角度が鈍角で緩い。襟高は16が0.8cm、47が1.0cmと低い。

49は長さ2cmに満たない板甲の蝶番金具よりも小さいもので、また上下方向に内湾することから、頸甲本体板後面に取り付けられた蝶番金具と考えられる。

いずれも金銅板は確認できず、頸甲は鉄製と考えられる。肩甲とできる甲冑片は確認できていないが、頸甲本体が鉄製であることからすれば、肩甲も鉄製が想定できる。なお、頸甲に蝶番金具をもつということは引合板を鋳留にしたものであり、鋳留頸甲と位置付けられる。

(4) その他

21号遺跡の37～44は衝角付胃として保存台に取り

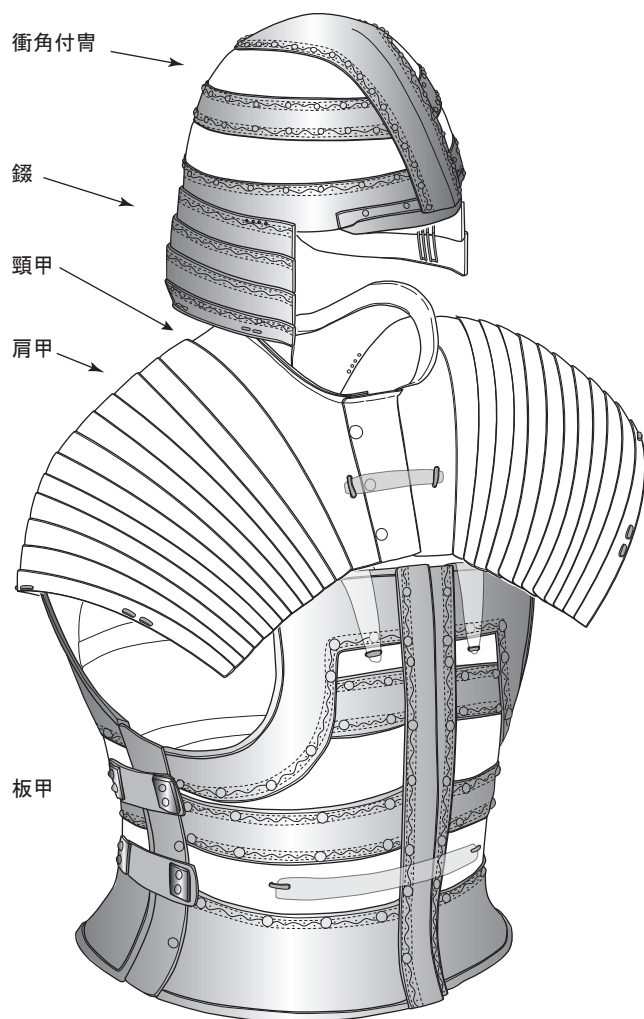


図7 伝沖ノ島出土返納品・21号遺跡甲冑復元イメージ図

付けられて一括で管理されてきたものである。表面がサビに覆われていて鉄板状製品としかみえず、鉾なども不明確なため、部位の特定は困難であるが、板甲・衝角付冑の地板が候補になるであろう。

また、保存台に取り付けられていない破片資料の中に小片ながらかなりの量の甲冑片が含まれている(資料番号: 21-11、21-19～21-26)。今回図化した22・47・49はその中からピックアップしたものである。

これらを組み合わせて想定復元できる甲冑のイメージを図7に示す。

4. 沖ノ島遺跡出土金銅装甲冑の復元と評価

(1) 板甲

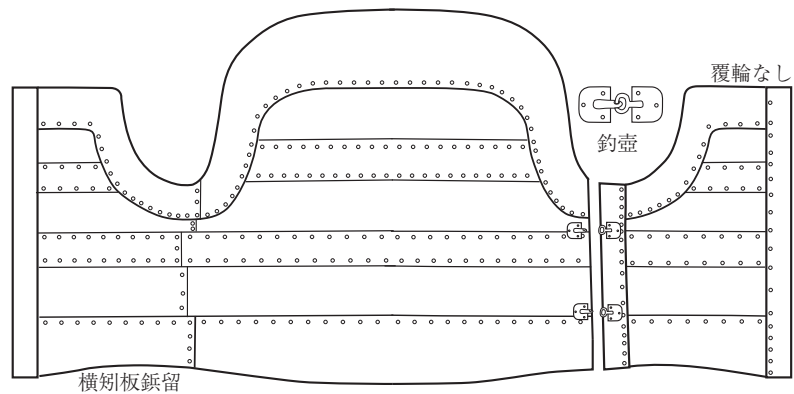
これまで金銅装甲には板甲3例と札甲1例が知られている。沖ノ島遺跡例との比較ではとくに板甲に注目する必要がある。板甲の類例には、すべての部材を金銅製とする大阪府大仙陵古墳前方部石室出土例(図8-1)と鉄地金銅製の徳島県子安観音塚古墳出土例(図8-2)、大阪府城ノ山古墳出土例がある。本体は鉄製とすることが基本である板甲のなかでは装飾性を重視した特別な甲といってよい。

大仙陵古墳例は明治5年(1872)に描かれた絵図によって情報が得られる(橋本2025)。子安観音塚古墳例も長く嘉永7年(1854)に描かれた絵図で知られてきたものであるが、一部の破片は現存が確認されている(橋本2015)。城ノ山古墳例は非常に細片化しており型式学的検討に関わる情報は少ない⁽³⁾(鈴木・小森2010)。

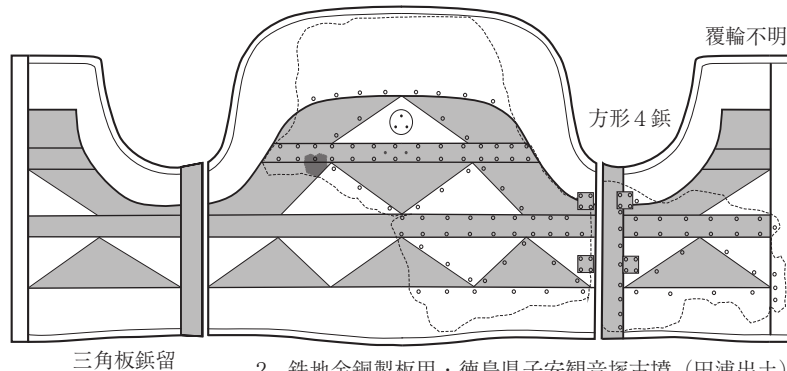
大仙陵古墳例は横矧板鉾留式、子安観音塚古墳例は三角板鉾留式、城ノ山古墳例は不明である。大仙陵古墳は右前胴開閉式で、子安観音塚古墳も右前胴開閉式の可能性が高いが、両胴開閉式であることは否定できない。大仙陵古墳例は釣壺式蝶番金具、子安観音塚古墳例は方形4鉾式蝶番金具を付す。両者ともに小型鉾を多量に用いて留めたタイプの板甲と考えられる。

沖ノ島遺跡例は小片であるが残存部位からみると横矧板の可能性が考えられる。また、長方形2鉾の蝶番金具があり、少なくとも右前胴が開閉する型式であったとみなされる。鉾頭径は帯金で5～6mm程度、押付板・裾板では7mm程度のものがみられ、小型鉾を数多く使用する板甲よりは、やや鉾頭も大きく、間隔もあけて使用鉾数も減少させているものとみられる。これらの情報を比較すると大仙陵古墳、子安観音塚古墳の甲冑よりは新相の製品にみえる。城ノ山古墳板甲は鉾頭径6～7mm程のものを使用しており、沖ノ島遺跡例に近い。

以上、金銅装板甲は絵図のみの情報で実物がな

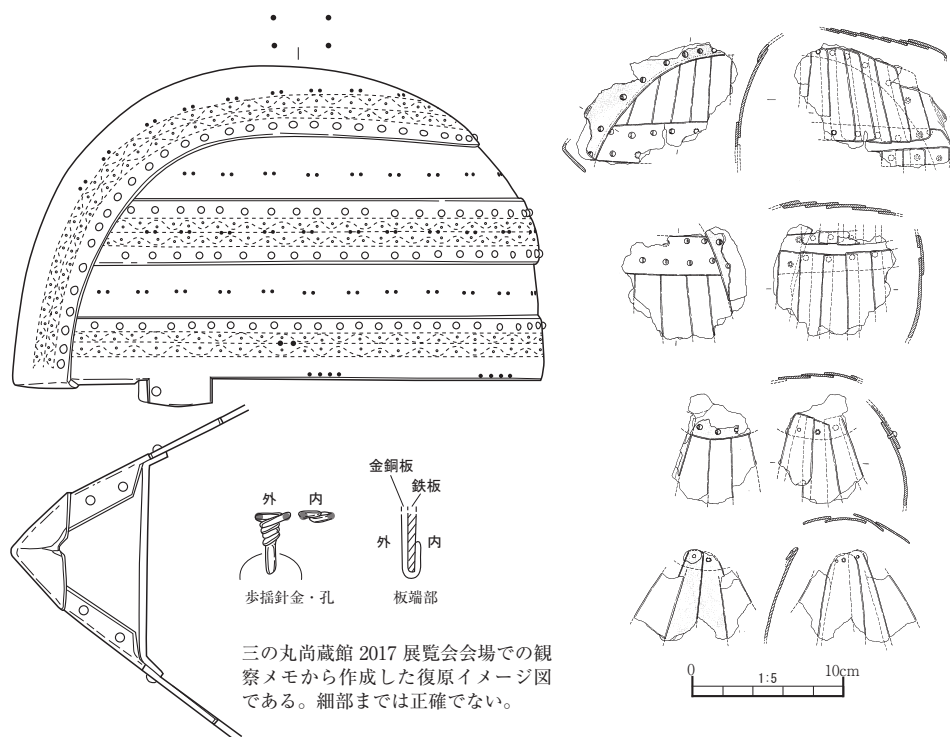


1. 金銅製板甲（総金銅装）・大阪府大仙陵古墳



2. 鉄地金銅製板甲・徳島県子安観音塚古墳（田浦出土）
アミ掛け部が鉄地金銅製・濃いアミ部が残存部位

図8 金銅装板甲展開模式図



1. 鉄地金銅製横矧板鉾留衝角付胄三の丸尚蔵館所蔵品（推定：和歌山県陵山古墳）
2. 鉄地金銅製小札鉾留衝角付胄（四方白）千葉県姉崎二子塚古墳

図9 金銅装衝角付胄

かったり、小片だけであったりして、きわめて情報が乏しい状況であるが、確認できるかぎりではいずれの属性にも共通性が少なく個性的であることを特徴としている。

（２）衝角付冑

金銅装の冑はほとんどが眉庇付冑であり、衝角付冑で本体を金銅装とするものは三の丸尚蔵館所蔵品（図 9-1）、千葉県姉崎二子塚古墳出土例（図 9-2）の 2 点のみである。いずれも鉄地金銅製である。その他、三尾鉄のみを鉄地金銅製品とする大阪府野中古墳の革製衝角付冑 3 点がある。なお、三の丸尚蔵館所蔵品について筆者は和歌山県陵山古墳の出土品である可能性を考えている（橋本2021）。

三の丸尚蔵館例は横矧板鉾留で総金銅装、姉崎二子塚古墳例は小札鉾留で地板を四方白とする。三の丸尚蔵館例の衝角部と底板の結合は上下接式、姉崎二子塚古墳例は不明である。

沖ノ島遺跡例の地板は明確ではないが、伏板の鉾間隔からすれば、堅矧板や小札ではなく横矧板とみなされる。また衝角部は小片のため確定的ではないが外接式の可能性がある。そうであれば沖ノ島遺跡例は金銅装衝角付冑の中ではより新相に位置付けられる。

また、三の丸尚蔵館例の鍔は陵山古墳から出土した金銅装鍔が対応すると想定され、姉崎二子塚古墳例の鍔は不明である。金銅装の眉庇付冑の場合、金銅装鍔は筆者が総金銅装ないしは部分金銅装 A と呼んでいる（橋本2013・2021）、より装飾性の高いものに採用されており、冑本体の装飾性の高さに関連する。このことからすれば、沖ノ島遺跡例の衝角付冑本体も本来は金銅装部分が多くを占める、より装飾性の高いものであったことが考えられる。

（３）頸甲

小片ばかりで評価は難しいものの、本体板後面に取り付けたとみられる蝶番金具の類例は大阪府黒姫山古墳 A2 号頸甲にある。蝶番金具をもつ頸甲は宇治二子山南墳などに限られ、鉾留甲冑の中では新相段階のものである。

一方で、沖ノ島遺跡の頸甲の場合、襟部高が 1 cm 程度と黒姫山古墳や宇治二子山南墳のものより低く、これら資料よりは古相に位置付けられるものである。

（４）甲冑セットと編年的位置

ここまでみてきたように、あらためて沖ノ島遺跡の甲冑には、金銅装鉾留板甲、金銅装鉾留衝角付冑、鉾留頸甲が確認でき、それに肩甲が伴っていたものと考えられる。

冑と甲をともに金銅装とする甲冑セットの事例には、大仙陵古墳の板甲・眉庇付冑セット、祇園大塚山古墳の札甲・眉庇付冑セットがある⁽⁴⁾。

沖ノ島遺跡、大仙陵古墳、祇園大塚山古墳、それぞれのセットの組合せには共通性がないことを特徴としている。セットを構成するそれぞれの甲冑自体が個性的であり、かつそのきらびやかな装飾性の高さをあわせて考えると、他からの差別化を図るようにより用意された 1 点限定の特注品であったと考えられるだろう。その所有者に史上最大の方後円墳、大仙陵古墳に葬られるような人物を含むことからすれば、古市・百舌鳥古墳群を中心とする古墳時代中期の近畿中央政権において最上位層の甲冑としてその地位を表示したものとみなされる。

沖ノ島遺跡の甲・冑はいずれも帯金式甲冑の鉾留技法出現期、TK73 型式段階ものではない。一方で、その最新相、古墳時代中期後葉の TK23～47 型式段階にも位置付けられない。また TK216 型式段階に位置づけられる大仙陵古墳の甲冑（橋本2025）よりは新相に位置付けられるものであろうことから、おおむね古墳時代中期中葉、TK208 型式段階を中心とする時期とみるのが妥当であろう。

5. 結語—倭の五王時代の沖ノ島祭祀—

古墳時代中期の甲冑は、古市・百舌鳥古墳群とその周辺に大量に集積されて古墳に副葬・埋納されていること、高度な技術を駆使した共通性の高い形態をもつ製品が鹿児島から福島までの広範な地域で出土することを特徴とする。これらの特徴は近畿中央

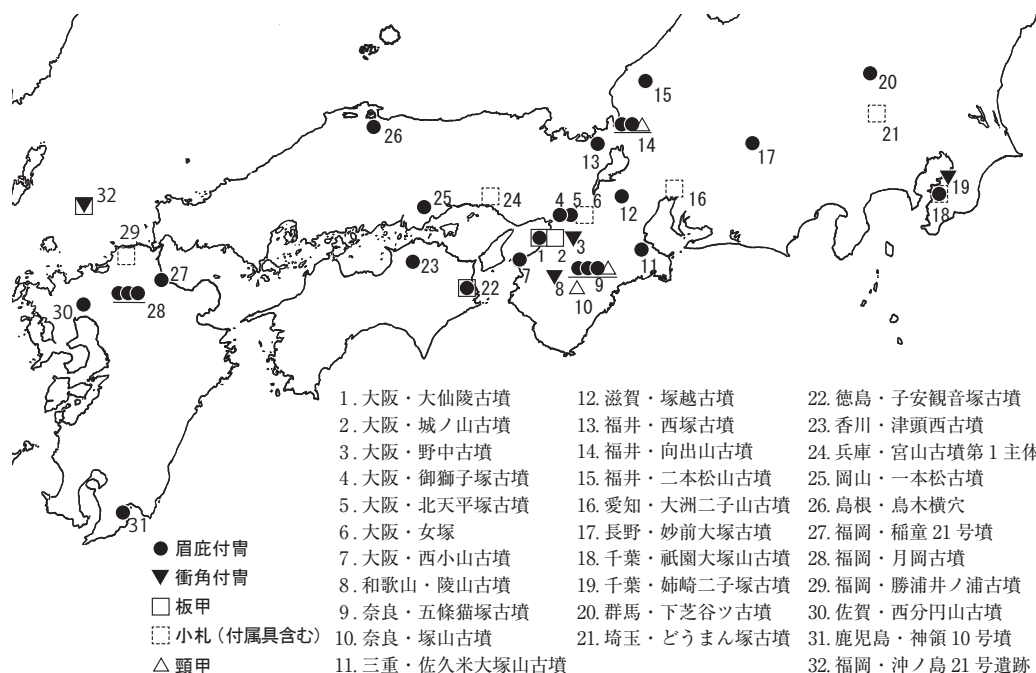


図10 金銅装甲冑分布図

部の政権中枢で生産されたものが、首長間の政治的結びつきを表すものとして配付された、この時代を象徴する器物であることを示している。なかでも、金銅装甲冑は5世紀前葉から中葉を中心に、中央政権と関係性の強い広域ネットワークの中で活躍する上位層の首長に配付されたものとみなされる(図10)。

沖ノ島21号遺跡出土品および返納品として今に伝わる金銅装甲冑は、古市・百舌鳥古墳群被葬者たちを中心とする近畿中央の政権中枢のもとで当時の政権の最上位層の使用するものとして製作されたと考えられる。

その年代は5世紀中葉、筆者は450～460年代を想定する。この時期は文献史料上の倭の五王の時期に相当し、なかでも倭国王・興・武の活動期にかかる時期となるだろう。沖ノ島祭祀における金銅装甲冑の奉献には東アジア社会の中で広く活動した倭人を代表する地位の倭国王とその政権との関わりが想定されるものである。

この金銅装甲冑は、あらためて沖ノ島祭祀がヤマト政権中枢との直接的で強固な結びつきを有していたことを表すものである。これまで沖ノ島の祭祀遺物では、古墳時代前期の様相をもつ鏡や後期の馬具などに比して、古墳時代中期についてはさほど注目

されてこなかったように思われる。古墳時代中期の中央政権の政治性を代表する器物である帯金式甲冑の存在は、沖ノ島祭祀がその開始以降、継続的に中央政権と対外交流とのほざまで大きな役割を果たしていたことを明らかにするものである。

最後に、金銅装甲冑のセットの個性について付け加えておきたい。眉庇付冑と札甲を組み合わせる祇園大塚山古墳例は先進の外来文化を象徴するスタイルである。眉庇付冑と板甲を組み合わせる大仙陵古墳例は対外意識を表示する眉庇付冑と伝統的かつ同型の共有による政治的紐帯を象徴する板甲によって先進性・伝統性・共通性を象徴するスタイルである。そして、沖ノ島遺跡例は、伝統性と政治的紐帯を象徴する中期ヤマト政権の正当性をもっとも象徴するスタイルである。このようにみると、最上位層の金銅装甲冑がそれぞれ個性的であるのも、使用場面にあわせて用意がなされた可能性を想定できるだろう。沖ノ島に奉献されたのは、伝統にもとづく正当性、倭人のアイデンティティを示しつつ、最上級の技法で加飾した特別仕様の甲冑であったといえよう。無論、このような甲冑は実際の戦闘に使用するものではなく、近畿中央政権あるいは倭国王にかかわる祭祀において王の権力を象徴する役割を果たし

たものであろう。

今回、返納品の調査からはじまり、現状の制約はありながらも沖ノ島21号遺跡出土品との比較によって金銅装甲冑に可能なかぎりの検討を行った。現存する甲冑資料は小片ではあるが、それらが沖ノ島祭祀と倭の五王の関係性を物語るきわめて大きな歴史的意義を有するものであることをここでは確認しておきたい。

謝辞

図のトレースには星野三香氏のご協力を得た。記して謝意を表します。

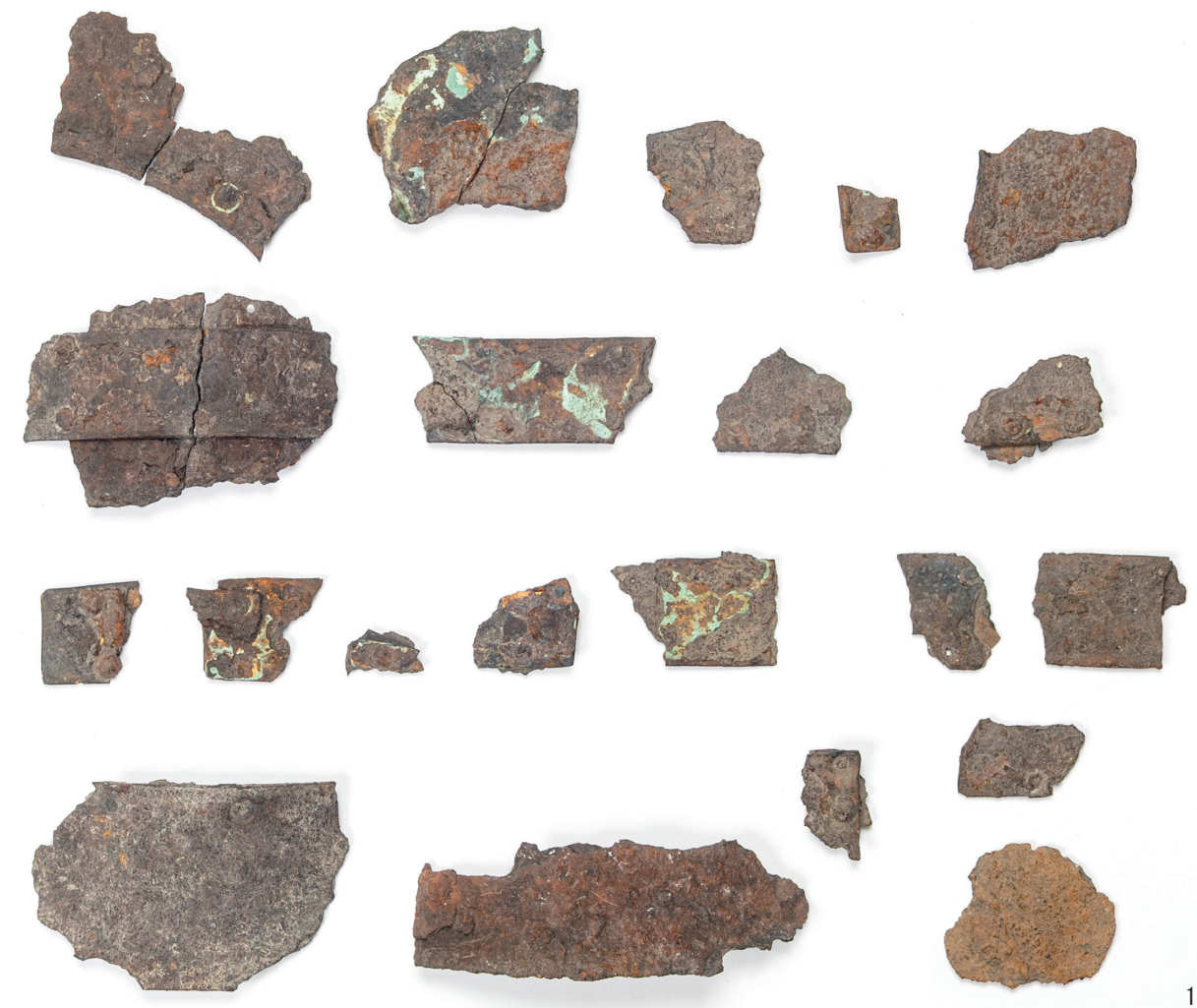
註

- (1) 松本1979では、本文で「裾巻鉄板」が「鉄地金銅張」であることを記述し、挿図では「金銅製品実測図一衝角付冑」のキャプションを付すが、写真図版では「衝角付冑」として提示されたものが挿図で提示された金銅製品とは異なっており、金銅製品には「鉄地金銅張小札」のキャプションが付されている。腰巻板を「裾巻鉄板」と呼称していることや本文と写真図版キャプションにおける形式認識の齟齬など、甲冑に関する情報が不正確であるため報告書記述を採用しなかった。
- (2) 筆者は、これまで使用されてきた「短甲」・「挂甲」は古墳時代甲冑の形式名称として、適切でないと考えており、「板甲」・「札甲」の名称を使用している。詳細は橋本2022に拠る。
- (3) 城ノ山古墳の資料報告（鈴木・小森2010）では、裾板のみが板甲片として報告されている。その他に「鉄地金銅張製品」として器種の同定されていない破片資料があるが、その大部分は板甲片とみられる。また、「頸甲」として報告されている資料も板甲である可能性がある。
- (4) 城ノ山古墳についてはセット関係が確定していないのでここでは言及していない。なお、この古墳では同志社大学所蔵資料と堺市博物館所蔵資料をあわせて、板甲・札甲・衝角付冑・眉庇付冑の甲・冑2セットの存在が復元できる。また、上記(2)のように「頸甲」は板甲の可能性があり、明らかな頸甲は確認できない。また鉄地金銅製の肩甲が報告されている肩甲に金

銅装の類例はなく、小片のため確定できないものの鍔とした方が良いように思われる。ただし、先端部の形状から鍔より肩甲とみることに一理はある。これが鍔の場合、眉庇付冑の冑本体は装飾性の高い金銅装眉庇付冑が想定され、報告にある鉄製鍔は衝角付冑のものとなるだろう。ほか、堺市博物館には鉄地金銅製の襟甲があり、札甲に伴うものであろう。同志社大学所蔵城ノ山古墳の資料観察には、同志社大学歴史資料館・若林邦彦氏のご協力を得た。

引用文献

- 齊藤大輔 2024「沖ノ島祭祀遺跡の武器と武装」『沖ノ島研究』第10号「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 pp. 1-20
- 鈴木康高・小森牧人 2010「同志社大学所蔵堺市城ノ山古墳出土資料調査報告(2)」『同志社大学歴史資料館館報第13号』同志社大学歴史資料館 pp. 1-17
- 橋本達也 2013「祇園大塚山古墳の金銅装眉庇付冑と古墳時代中期の社会」『祇園大塚山古墳と5世紀という時代』六一書房 pp. 57-83
- 橋本達也 2015「小松島市田浦出土甲冑の再発見と子安観音古墳」『新居見遺跡・田浦遺跡発掘調査報告書』小松島市教育委員会 pp. 137-142
- 橋本達也 2021「三の丸尚蔵館所蔵金銅装衝角付冑とそれに関わる推論—水野忠央と橋本市陵山古墳をめぐる—」『技と慧眼—塚本敏夫さん還暦記念論集—』塚本敏夫さん還暦記念論集事務局 pp. 125-136
- 橋本達也 2022「古墳時代の甲冑・軍事組織・戦争」『古代武器研究』Vol. 17 古代武器研究会 pp. 79-95
- 橋本達也 2025「大仙陵古墳の甲冑とその年代」『待兼山考古学論集』大阪大学考古学研究室 pp. 357-366
- 橋本達也・鈴木一有 2014『古墳時代甲冑集成』大阪大学大学院文学研究科
- 松本 肇 1979「21号遺跡」『宗像沖ノ島』第三次沖ノ島学術調査隊編 吉川弘文館 pp. 222-235



1. 返納品一括外面 2. 資料2 付着有機質痕 3. 資料5 細部 4. 資料6 細部 5. 資料17拡大写真1 伝沖ノ島出土返納品・外面



1



2



3



4



5

1. 返納品一括内面 2. 資料1 端部 3. 資料13端部 4. 資料9 5. 資料20
写真1 伝沖ノ島出土返納品・内面



写真3 沖ノ島21号遺跡出土金銅装甲冑

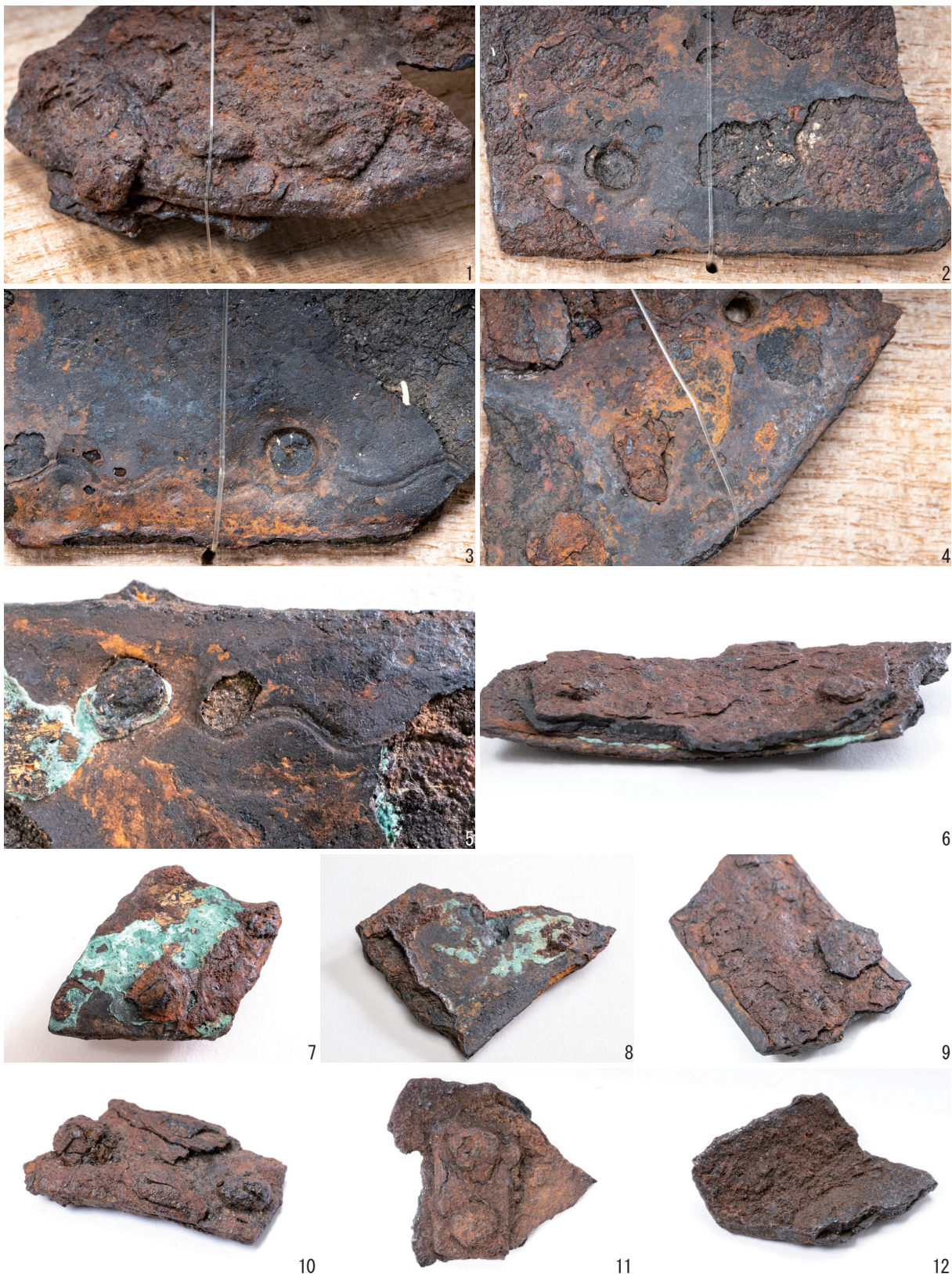


写真 4 沖ノ島21号遺跡・細部

本誌のデータは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より
閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第12号

令和8(2026)年7月発行

発行：「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局：福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課)
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

ISBN 978-4-9913533-5-2